

業務指示書

キルギス国道路防災対応能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年2月17日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年2月22日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路防災分野に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／道路維持管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路維持管理
- 2) 対象国又は同類似地域：キルギス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 雪害対策】

- 1) 類似業務の経験：雪害対策
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 斜面災害（土砂災害）対策】

- 1) 類似業務の経験：斜面災害（土砂災害）対策
- 2) 対象国又は同類似地域：キルギス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年3月4日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 本業務における直接人件費単価については、2016年度単価を上限とします。

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KGS1 = 1.564 円 , US\$1 = 118.74 円 , EUR1 = 129.55 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () プレゼンテーションは実施しません。

- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： 3月10日(木) 10:00～12:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町）2階 208会議室
- (3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 総括／道路維持管理
- 雪害対策
- 斜面災害（土砂災害）対策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

32.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年3月22日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
 キルギス国道路防災対応能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路維持管理	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 雪害対策	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 斜面災害（土砂災害）対策	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

内陸国のキルギスは物・人の移動の約95%を道路交通に依存し、約34,000kmの国内道路網は国民の生活道路及び周辺国との交易を担う主要な経済インフラとしての役割を担っている。同国の道路網の大部分は旧ソ連時代に建設された後、1991年の独立後の経済の低迷などによって十分な補修が行われなかった等の原因から、損傷の拡大や劣化が進行しており、また、道路維持管理機材の耐用年数の超過等も進んでいる。

このような状況を受け、我が国は、運輸通信省（Ministry of Transport and Communications、以下「MOTC」という）の道路維持管理能力・体制の強化に向けた協力として、「オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画」（無償資金協力、2014年）等による道路維持管理機材の整備、「道路維持管理能力向上プロジェクト」（技術協力、2008～11年）及び「橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」（技術協力、2013～15年）による道路舗装、道路構造物の維持管理に必要な技術力の定着・向上、基準類の整備、データシステムの整備を実施している。また、道路行政アドバイザー（技術協力、2008～11年・2011～14年・2014～16年）による道路維持管理に関する政策面での支援等も実施しており、これら一連の協力を通じ、道路維持管理に必要なMOTCの能力・技術力が向上してきた。

一方で、同国は国土の約90%が海拔1,000mを超え、約40%が海拔3,000mを超え、という自然条件を有しており、山岳地帯における道路区間では、地すべり、落石、斜面崩壊等が頻発し、冬季には雪崩等の災害により、人的・物的被害や、通行止めによる地域の孤立化や物資輸送の遅延が発生している。本事業の実施機関であるMOTCはキルギス国の主要幹線道路を管轄し、道路災害の発生箇所での復旧整備を実施しているが、道路災害に対する予防的な措置はほとんど取っておらず、道路災害の発生件数の多いサイトでは、上述のような被害が繰り返し生じている。

キルギス政府は道路災害のリスクが存在する場所に対して、日常点検や対策方法の選定・計画及びその実施を通して事前の対策を行うことで、被害を最小限に抑えたいとしており、当該分野において豊富な技術と知識を有する我が国に対して道路防災分野にかかる能力強化を目的とした技術協力を要請した。この要請を受け、JICAは2015年4月の詳細計画策定調査で協力計画を策定し、同年8月にMOTCと合意議事録（Record of Discussions：R/D）を取り交わし、協力内容について合意した。このR/Dに基づき、MOTCをカウンターパート（C/P）機関として技術協力「道路防災対応能力強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という）を実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標（Overall Goal）：

プロジェクト対象の道路維持管理事務所の管轄地域において道路災害に対しての道路交通の安全性が向上する。

(2) プロジェクト目標（Project Purpose）：

プロジェクト対象サイトを管轄するMOTCの関連部署（本部、道路維持管理部（Road Maintenance Department、以下RMDという。）、主要道路維持管理局（以下、UADという。）及び地方道路維持管理局（以下、PLUADという。）、道路維持管理事

務所（以下、DEP という。）の道路防災管理に係る能力（道路防災点検能力、計画の策定能力、予算策定能力）が向上する。

(3)成果 (Outputs) :

成果及び関連する活動を以下に記載する。各関連部署の実施体制については、5.(1)「プロジェクト現地実施体制」を参照すること。

- 1) 成果 1 : プロジェクト対象サイトを管轄する MOTC の関連部署(本部、RMD、PLUAD/UAD、DEP)ごとの業務内容と必要な職員配置を含む、MOTC の道路防災に係る責任範囲が明確になる。

<活動 (Activities) >

- 1-1. 関連部署間の現状の責務の所在をレビューする。
 1-2. 道路防災データベース管理システムのためのデータ収集、インプット、ならびに分析担当として最も適格な MOTC の部署をそれぞれ特定する。
 1-3. 道路防災にかかる点検、評価、計画準備、対策の実施の担当として最も適格な MOTC の部署をそれぞれ特定する。
 1-4. 関連組織の責務を定めた法令(案)を作成する。

- 2) 成果 2 : プロジェクト対象サイトを管轄する PLUAD/UAD ならびに DEP の道路防災のための点検と分析能力が向上する。

<活動 (Activities) >

- 2-1. (データインベントリを含む) 道路災害を引き起こしている斜面/雪害の現状の分析を行う。(RMD、PLUAD/UAD、ならびに DEP が実施)
 2-2. 道路防災のための点検ポイントが示された点検マニュアルのドラフトの作成、推敲、最終化を行う。(RMD が実施)
 2-3. 点検マニュアルに則って実地での日常/定期/緊急点検を実施し、道路災害箇所の評価を行う。(RMD、PLUAD/UAD、ならびに DEP が実施)
 2-4. 道路防災対策について協議する。(RMD、PLUAD/UAD、ならびに DEP が実施)
 2-5. 予算計画のための積算方法を含む道路防災対策マニュアルのドラフトの作成、推敲、最終化を行う。(RMD、PLUAD/UAD、ならびに DEP が実施)
 2-6. 対策マニュアルに基づいて、積算を含む、道路防災対策の選定にかかる演習を行う (RMD、PLUAD/UAD、ならびに DEP が実施)

- 3) 成果 3 : RMD の道路防災データベース管理システムを運用する能力が培われる。

<活動 (Activities) >

- 3-1. 国際道路ならびに国道を対象とした斜面災害/雪害に係るデータベース管理システムを構築する。(RMD が実施)
 3-2. データのインプットと報告の手順を策定する。(RMD が実施)
 3-3. データのインプットとデータベースの運用に係るマニュアルのドラフト作成、推敲、最終化を行う。(RMD が実施)
 3-4. RMD、PLUAD/UAD、ならびに DEP の職員を対象とする、データ収集、インプット、データベース運用に係る研修を実施する。

4) 成果4：プロジェクト対象サイトについての RMD の道路防災管理計画策定能力が向上する。

<活動 (Activities) >

- 4-1.道路防災のための全国共通管理基準を設定する。(RMD が実施)
- 4-2.年度予算請求のための基本文書として短期道路防災計画を策定できるよう、RMD 職員を対象とする研修を実施する。
- 4-3.短期道路防災管理計画を準備する。
- 4-4.中期道路防災管理計画を策定できるよう、RMD 職員を対象とする研修を実施する。
- 4-5.短期/中期道路防災管理計画の策定マニュアルを準備する。(RMD が実施)
- 4-6.策定マニュアルを参照して、短期/中期道路防災管理計画の試行策定を行う。

(4)対象地域 (サイト)：

道路災害リスクの高い道路を所掌する 6 つの DEP(9, 23, 26, 30, 959, 50)とそれらの DEP を管轄する 3 つの PLUAD/UAD (BO UAD、OSI UAD、PLUAD6) をプロジェクト活動の対象とし、本プロジェクトにて対応する道路は、対象 DEP が管轄する道路のうち、国際道路と国道とする。詳細は、別紙地図を参照のこと。

(5)関係官庁・機関：

運輸通信省 (Ministry of Transport and Communications : MOTC)

(6)プロジェクト実施期間：

2016 年 4 月～2019 年 5 月 (38 ヶ月、契約期間)

(現地作業期間：2016 年 4 月～2019 年 3 月)

3. 業務の目的

「キルギス国道路防災対応能力強化プロジェクト」に関し、本プロジェクトに係る R/D に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2015 年 8 月 6 日に MOTC と締結した R/D に基づいて実施される「キルギス国道路防災対応能力強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 業務の実施方針及び留意事項

(1)プロジェクト現地実施体制

MOTC の責任の下、MOTC 本省内の RMD、UAD、PLUAD、DEP が役割分担しつつ現地での活動を実施する。MOTC は国際道路 (international road)、国道 (national road)、地方道 (local road) の計 18,803km (キルギス国道路網全体の約 55%) を管轄している。MOTC の下部組織として RMD が設置されており、MOTC

が管轄する道路の維持管理計画の作成、予算管理、調達業務等を所掌している。実際の道路維持管理は、RMDの傘下の主要UAD及びPLUAD、DEPが実施している。DEPが道路舗装・橋梁・施設の点検・補修を担当しており、UAD及びPLUADは傘下のDEPが管轄する道路の維持管理計画の立案や予算管理等を担当している。

本プロジェクトでは、道路災害に係る危険度の高い路線を管轄する下記の6つDEP、3つのPLUAD/UADを対象機関として選定した。対象DEPの場所については、別紙の地図を参照すること。

No.	対象 DEPの番号	PLUAD/UAD	道路災害に係る危険度の高い路線例
1	9	BO UAD	Bishkek – Osh road
2	23		Bishkek – Osh road
3	30		Kara – Kul, Bishke – Osh road
4	26		Myrzake – Karakulja – Alaiku road
5	959	UAD OSI	Guicha – Korul – Suuk Dobo road Osh – Sarytash – Irkeshtam road
6	50	PLUAD6	Bazar Korgon – Arslanbob road

本プロジェクトでは、キルギス側はMOTC本省やRMD、PLUAD/UADの代表者、日本側はJICAキルギス事務所、本業務従事者から成る合同調整委員会（Joint Coordinating Committee : JCC）を組織し、プロジェクトの進捗確認や関係機関との調整等を行う。各活動において想定される組織ごとの役割分担は、配布資料「キルギス国道路防災対応能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書（案）を参照すること。

(2) プロジェクトが対象とする道路

本プロジェクトが対象とする道路は以下の6つのDEP(9, 23, 26, 30, 50, 959)が管轄する道路のうち、国際道路と国道とする。

	対象 DEP	PLUAD/ UAD	重要度及び災害発生状況
1	9	BO UAD	BO 道路災害多発地域
2	23		
3	30		
4	26		
5	959	UAD OSI	地吹雪、斜面崩壊、土石流といった多様な道路災害を生じており、オシュから南部への国際幹線道路が数時間に亘り閉鎖される重要地域
6	50	PLUAD6	土石流などの道路災害により、ウズベキスタンからの観光客も多い道路交通が閉鎖されるため、経済的な影響が大きい地域

ただし、活動1-4、2-2、2-5、3-3、4-5についてはこれらのDEPに限らず、全てのPLUAD/UAD及びDEPに適用できる責務の整理及びマニュアルが作成されるよう

工夫すること。

(3) プロジェクトの直接受益者（ターゲットグループ）

MOTC本部、RMD、並びに本プロジェクトの対象道路を管轄するDEP、PLUAD/UADの職員とする。

(4) マニュアル

成果2～4では、点検、道路防災対策、データベースの運用、短期/中期道路防災管理計画の策定に係るマニュアルの作成を支援する。その際には、制度・実施体制・カウンターパートの要望・現地の技術水準・言語・マニュアル使用環境を勘案して、適切な支援を行うこと。言語については、現地職員が読解可能なロシア語版と、他国のプロジェクトにも応用可能な英語版を作成すること。コンサルタントは、本プロジェクト終了後も全国レベルで継続的に活用され、本プロジェクト終了後も毎年作成される道路防災計画の作成方法をプロポーザルの中で提案すること。

成果1に係る留意事項

(5) 役割分担の明確化

「道路維持管理能力向上プロジェクト」（2008～2011年）では、終了時評価において、技術移転の対象となる機関・組織の能力向上だけでなく、それら機関・組織の責任範囲の明確化を行うことが提言された。本プロジェクトでは、道路防災における実施機関の関係部署に係る責任範囲を明確にすることを本プロジェクトの成果として掲げ、より効率的なプロジェクトの効果発現と、持続性の確保を図る。

成果2に係る留意事項

(6) 道路点検と必要な機材の供与

1) 点検・評価項目の内容と時期

雪害に係る点検・評価を災害の危険性が高い厳冬期（12月～3月）に実施し、土砂災害に係る点検・評価は災害の危険性が高い4月～6月に実施することを基本とする。また、対策工選定の調査については、災害の危険性が比較的小さい9月～10月に実施することを基本とする。具体的な対策工の選定については、雪害と土砂災害の対策工は共通する場合があるため、同時に検討を行うこと。

2) 道路防災点検・評価の一環としての気象情報の取得と機材の調達

本プロジェクトでは、道路防災点検・評価の一環として、以下の2つの地吹雪発生区間において気象情報の計測を2016年11月から実施する。この計測のために風向・風速計等の点検・観測機器を3か所に設置することとしており、その設置候補地はすでに下記の2区間の中から選定されている。設置候補地の状況については、配布資料「キルギス国道路防災対応能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書（案）を参照すること。本プロジェクト開始後、現地踏査を行い設置箇所について決定すること。

- ・ ビシュケク-オシュ道路 125km～129km 区間
- ・ ビシュケク-オシュ道路 216km～222km 区間

上記区間の気象情報の観測については、2016年11月～2017年3月、2017年11月～2018年3月の2シーズン実施することとする。

この観測に必要な風向・風速計等の点検・観測機器（3セット）を「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2015年7月）」（以下のウェブサイトから入手可能。）に沿って調達すること。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html> なお、キルギス側負担事項として、観測機器の設置のためのポール（6本）の設置を予定している。観測機器はキルギス側が用意するポールの仕様等に適したものを調達する必要があるため、本プロジェクト開始後に現地で確認を行った上で契約変更で対応することとし、現段階での見積書への計上は不要である。

成果3に係る留意事項

(7) データベース構築と必要な機材の供与

本プロジェクトでは、プロジェクト対象地域（6か所のDEPの管轄する国際道路及び国道）に於ける道路防災データベースシステムを構築する。このデータベースには管理計画策定に必要な災害履歴・点検履歴（それぞれ、場所と時期の情報を含む）等の情報を記録することとする。

データベースの運用に必要なパソコンなどの購入や供与が必要となる。必要な機材を「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2015年7月）」（以下のウェブサイトから入手可能。）に沿って調達すること。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html> コンサルタントは、本プロジェクト開始後に活動を行う中でキルギス側とデータベースの管理体制を検討した上で、必要な機材及びその必要数を検討する。調達は契約変更等で対応することとし、現段階での見積書への計上は不要である。

本システムについては現在実施中の技術協力プロジェクト「橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」で構築している橋梁・トンネルデータベース、世界銀行の支援で構築された道路舗装データベースとの連携を考慮して構築する必要がある。位置情報を付与してデータベースを統合するなどして、道路ネットワーク全体を俯瞰した道路維持管理計画策定に寄与するデータベース構築を支援すること。また、「橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」で野帳として試行導入している携帯端末（タブレットPC）等の活用についても検討すること。

コンサルタントは、データベースの情報が本プロジェクト終了後も継続的に更新されるために必要なデータ収集方法の確立手順をプロポーザルの中で提案すること。

成果4に係る留意事項

(8) 道路防災計画

プロジェクト対象道路の点検結果に基づき、災害対策が必要な個所の道路防災計画の策定を支援する。道路防災計画は、今後2～3年の間で実施する短期計画と今後10年間の防災対策箇所の優先リストからなる中期計画についても策定する。尚、短期計画では防災対策箇所のモニタリング方法等も含めたソフト対策についても計画・立案し、維持管理費も含めた予算計画案を策定する。

(9) 個別の道路防災対策にかかる対策工事について

本プロジェクトでは、道路防災管理サイクル（点検→評価・判定→対策方法の選定→計画策定）を構築する能力を向上することを目的とし、個別の道路防災対策にかかる対策工事の施工監理能力の向上についてはスコープに含まないこととする。

(10) 通訳とマニュアル類の翻訳について

プロジェクト実施に当たっては、通訳の配置（英露または日露。日露通訳については最大1名。）を想定している。配置に必要な経費は見積に含めること。また、本プロジェクトで作成する道路防災のための点検ポイントが示された点検マニュアル（活動2-2）、予算計画のための積算方法を含む道路防災対策マニュアル（活動2-5）、国際道路ならびに国道を対象とした斜面災害/雪害に係るデータベース管理システム（活動3-1）、データのインプットとデータベースの運用に係るマニュアル（活動3-3）、短期道路防災計画（活動4-2）、研修に使用した資料類（活動3-4、4-2、4-4）については、英語版に加えC/Pが読解可能なロシア語版を作成すること。本プロジェクトの中でロシア語への翻訳を行うこととし、必要な経費を見積に含めること。

(11) オフィススペースについて

プロジェクトチームの執務スペースは、本プロジェクト開始までにMOTCの建物内に用意される予定である。基礎的なオフィス家具は用意される予定であることから、これら費用については見積に含めず、万が一先方都合により用意されなかった場合は、契約変更で対応する。

(12) C/Pの本邦研修

道路防災に関し、キルギス国内で実施する関係機関職員への技術移転の成果発現を促進する方策として2回の本邦研修の実施を想定している。（各回約6名参加、10日間の実施を想定。）ただし、本プロジェクト開始前の現時点ではその内容や対象者、実施時期を明確にすることが不可能であるため、コンサルタントは本プロジェクトの進捗や成果の発現状況を踏まえ、プロジェクト開始後にJICAに本邦研修の詳細を提案することとする。

(13) 他のJICAプロジェクトとの連携

JICAはMOTCに道路行政アドバイザー（個別専門家）を派遣し、キルギス国道路セクターの基礎情報の整理やMOTCによる道路政策の策定、道路維持管理計画の作成、道路維持管理体制の改善への支援等を実施している。本プロジェクトの実施にあたっては、同アドバイザーから必要な情報や助言を得るとともに、本プロジェクトの進捗状況等について適宜共有すること。

(14) 他ドナーとの連携

世界銀行では、SNIP（旧ソ連の建築基準）の改定に係る作業を支援する計画がある。法面等土構造物設計（土工）、擁壁工設計などの道路構造物設計の改定が計画されており、本業務において策定する管理サイクルの中の計画とこれらの設計基準との間に齟齬が生じないように配慮をすること。

(15)プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ本プロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P 機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることをとする。

6. 業務の内容

本業務では以下の業務（活動）を実施する。想定される業務の工程は R/D に添付の PO のとおりであるが、より適切な工程がある場合にはプロポーザルに含めて提案すること。その際、例年 11 月から 3 月が冬期、4 月から 6 月が融雪による河川の出水期にあたることに留意する。

(1)ワークプラン案の作成

要請書や関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討した上で現地業務開始までにワークプラン案（露文）を作成し、JICA と共有する。

(2)ワークプランの確定

現地業務開始後にワークプラン案を C/P 機関の関係者等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワークプラン案についての協議を行う。その際、R/D に添付の PDM に記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標のうち目標値が未設定の項目について、現状を踏まえて目標値を設定し、併せて C/P 等と協議する。一連の協議を経て、必要に応じてワークプランを修正した上で C/P 等と合意し、ワークプランを確定する。

(3)キックオフセミナーの開催

ワークプラン確定後、1ヶ月以内を目途にキックオフセミナーを開催する。同セミナーは C/P 機関の関係者、及びキルギス国道路セクターに対する協力を実施中の各ドナーとプロジェクトの概要や道路維持管理（特に道路防災）の意義等を広く周知することを目的に開催する。

(4)成果 1「プロジェクト対象サイトを管轄する MOTC の関連部署(本部、RMD、PLUAD/UAD、DEP)ごとの業務内容と必要な職員配置を含む、MOTC の道路防災に係る責任範囲が明確になる。」の発現に向けた活動**1) 現状のレビュー**

関連部署間の現状の道路防災業務の実施状況をレビューする。

2) データベース管理システム運営に係る責任範囲の明確化

本プロジェクトで構築する道路防災データベース管理システムのためのデータ収集、インプット、ならびに分析担当として最も適格な MOTC の部署をそれぞれ設定し、業務内容と必要な人員計画案を策定する。

- 3) 点検、評価、計画準備、対策に係る責任範囲の明確化
道路防災にかかる点検、評価、計画準備、対策の実施の担当として最も適格な MOTC の部署をそれぞれ設定し、業務内容と必要な人員計画案を策定する。
- 4) 関連組織の責務を定めた法令(案)の作成
関連組織の道路防災にかかる責務を定めた法令(案)の作成を支援する。

(5) 成果 2「プロジェクト対象サイトを管轄する PLUAD/UAD ならびに DEP の道路防災のための点検と分析能力が向上する。」の発現に向けた活動

- 1) 斜面/雪害の現状の分析
キルギス側が実施する、データインベントリーを含む) 道路災害を引き起こしている斜面/雪害の現状の分析を支援していく。この分析では、現地状況に精通した DEP にて現状分析を行い、上位組織である PLUAD/UAD にてとりまとめを行う必要があることに留意しつつ支援をすること。
- 2) 点検マニュアルのドラフトの作成、推敲、最終化
キルギス側が実施する、道路防災のための点検ポイントが示された点検マニュアルのドラフトの作成、推敲、最終化を支援していく。道路防災を統合管理している RMD は、下部組織である各 PLUAD/UAD および DEP からの現地情報をとりまとめ、MOTC 内で共通して活用していく点検マニュアルを作成、推敲、最終化することに留意すること。
- 3) 点検の実施及び道路災害箇所の評価
キルギス側が実施する、点検マニュアルに則った実地での日常/定期/緊急点検を実施及び道路災害箇所の評価を支援していく。その際には、現地状況に精通した DEP にてレーティング分析を行い上位組織である PLUAD/UAD および RMD にて評価結果のとりまとめを行う必要があることに留意すること。
- 4) 道路防災対策についての協議
キルギス側が実施する、道路防災対策についての協議を支援していく。現地状況に精通した DEP にて対策を提案し、上位組織である PLUAD/UAD および RMD にて対策案のとりまとめを行う必要があることに留意すること。
- 5) 道路防災対策マニュアルのドラフトの作成、推敲、最終化
キルギス側が実施する、予算計画のための積算方法を含む道路防災対策マニュアルのドラフトの作成、推敲、最終化を支援していく。道路防災予算作成を統合管理している RMD は、下部組織である各 PLUAD/UAD および DEP からの現地情報をとりまとめ、MOTC 内で共通して活用していく道路防災対策マニュアルを作成、推敲、最終化することに留意すること。
- 6) 道路防災対策の選定にかかる演習
キルギス側が実施する、対策マニュアルに基づいた、積算を含む道路防災対策の選定にかかる演習を支援する。道路防災対策は、軽微なものは DEP で対応

し、規模が大きくなる場合、PLUAD/UAD が対応しており、また、最終的には RMD の判断で対策が決まる場合もあることに留意すること。

(6)成果 3「RMD の道路防災データベース管理システムを運用する能力が培われる。」の発現に向けた活動

1) 斜面災害/雪害に係るデータベース管理システムの構築

キルギス側が実施する、国際道路ならびに国道を対象としたの斜面災害/雪害に係るデータベース管理システムの構築を支援していく。なおこの管理システムは、RMD 内に新たに設置されたアセットマネジメント室 (RMAS) において構築する。

2) データのインプットと報告の手順の策定

キルギス側が実施する、データのインプットと報告の手順の策定を支援していく。持続性を確保するため、既存の業務への負担をできるだけ小さくするように努めること。また、RMD が直接管理しているアセットマネジメント室 (RAMS) がデータを統合管理することに留意した上で、データインプット・報告の手順を明確にすること。

3) データのインプットとデータベースの運用に係るマニュアルのドラフト作成、推敲、最終化

キルギス側が実施する、データのインプットとデータベースの運用に係るマニュアルのドラフト作成、推敲、最終化を支援していく。RMD が直接管理しているアセットマネジメント室 (RAMS) がデータを統合管理すること・MOTC 内で共通して活用していくマニュアルを作成することに留意すること。

4) データ収集、インプット、データベース運用に係る研修

RMD、PLUAD/UAD、ならびに DEP の職員を対象とする、データ収集、インプット、データベース運用に係る研修を実施する。

(7)成果 4「プロジェクト対象サイトについての RMD の道路防災管理計画策定能力が向上する。」の発現に向けた活動

1) 道路防災のための全国共通管理基準の設定

キルギス側が実施する、道路防災のための全国共通管理基準の設定を支援していく。道路防災対策および予算作成を統合管理している RMD は、下部組織である各 PLUAD/UAD および DEP からの現地情報を取りまとめ、MOTC 内で必要とする道路防災の管理基準を明確にする必要があることに留意すること。この基準の中で道路防災に係る予算科目の確立も目指すこと。

2) 短期道路防災計画を策定に係る研修

年度予算請求のための基本文書として短期道路防災計画を策定できるよう、RMD 職員を対象とする研修を実施する。

3) 短期道路防災管理計画を準備

年度予算請求のための基本文書としての短期道路防災管理計画の準備を支援

する。

- 4) 中期道路防災管理計画に係る研修
中期道路防災管理計画を策定できるよう、RMD 職員を対象とする研修を実施する。
- 5) 短期/中期道路防災管理計画の策定マニュアル
キルギス側が実施する、短期/中期道路防災管理計画の策定マニュアルの準備を支援していく。道路防災を統合管理している RMD は、下部組織である各 PLUAD/UAD および DEP からの現地情報を取りまとめ、MOTC 内で共通して活用していく短期/中期道路防災管理計画の策定マニュアルを準備する必要があることに留意すること。
- 6) 短期/中期道路防災管理計画の試行策定
策定マニュアルに基づいた、短期/中期道路防災管理計画の試行策定の支援を行う。

(8) モニタリング

本プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring sheet (JICA 指定フォーム有・配布資料参照) を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素、がある。コンサルタントは、6 か月に 1 度を目途に、JCC 等での議論もふまえながら C/P 機関と共同で Monitoring Sheet を作成し、在外事務所に提出すること。詳細については配布資料を参照のこと。なお、これに伴い、従来の中間レビュー調査・終了時評価調査は実施しない予定である。

(9) ファイナルセミナーの開催

現地業務終了 1 ヶ月前を目途にファイナルセミナーを開催する。同セミナーは、キックオフセミナーと同様の参加者 (C/P 機関の関係者、及びキルギス国道路セクターに対する協力を実施中の各ドナー) と、本プロジェクトの成果や今後の課題等を共有することを目的に開催する。

(10) プロジェクト業務完了報告書の作成・協議

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。報告書の内容については JCC で C/P 等に説明し、合意を得ることとする。

7. 成果品等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品は「4) プロジェクト業務完了報告書」とする。

報告書名	提出時期	部数、仕様
1) 業務計画書	契約締結後 10 日以内	• 和文 2 部

2) ワークプラン	2016年5月	<ul style="list-style-type: none"> 英文10部 (うち先方政府分5部)
3) Monitoring Sheet (全6回)	2016年5月 2016年11月 2017年5月 2017年11月 2018年5月 2018年11月	<ul style="list-style-type: none"> 各Monitoring Sheetにつき、英文10部 (うち先方政府分5部)
4) プロジェクト業務完了 報告書	2019年5月	<ul style="list-style-type: none"> 英文10部、製本 (うち先方政府分5部) 和文要約5部、製本 CD-R各2枚

注1. 「1) 業務計画書」は、共通仕様書第6条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2. 「2) ワークプラン」は、現地での業務を開始する前にドラフトを作成しJICAと共有する。現地業務開始後にC/Pとの協議や現地の状況の把握等を経て必要に応じて加筆・修正し、最終的にC/P機関の合意を得たものを提出することとする。

注3. 「2) ワークプラン」、「3) Monitoring Sheet」、「4) プロジェクト業務完了報告書」については、仮訳として露文を作成し、MOTCに提出することとする。但し、露文はあくまでもMOTCの執務参考資料として作成・提出するものであるため、JICAに提出する報告書類は英文及び和文のみとする。英文から露文への翻訳は、キルギス国内で行うことを原則とする。翻訳料は契約金額に含める予定であることから、必要経費を見積書に記載すること。

注4. 報告書の印刷(簡易製本を含む)、電子化(CD-R)にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。

注5. 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

なお、各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICAとコンサルタントとで協議、確認する。

ア) 「2) ワークプラン」

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- e) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- f) 業務フローチャート
- g) 詳細活動計画(WBS等の活用)
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与事項
- j) その他必要事項

イ) 「4) プロジェクト業務完了報告書」

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) 活動内容(PDM、POに基づいた活動のフローに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度(モニタリング結果の概要等)
- e) 上位目標の達成に向けての提言

f) 添付資料

- PDM（最新版、変遷経緯を含む）
- 業務フローチャート
- WBS等業務の進捗が確認できる資料
- 専門家派遣実績（要員計画）（最終版）
- 研修員受入れ実績
- セミナー実施実績
- 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- JCC議事録等
- その他活動実績

(2) 技術協力成果品／技術協力成果資料

コンサルタントが直接、もしくはC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。提出にあたっては、完成後に直近で提出する報告書に添付して提出することとする。

- 1) 道路防災のための点検ポイントが示された点検マニュアル（活動2-2）
- 2) 予算計画のための積算方法を含む道路防災対策マニュアル（活動2-5）
- 3) 国際道路ならびに国道を対象とした斜面災害/雪害に係るデータベース管理システム（活動3-1）
- 4) データのインプットとデータベースの運用に係るマニュアル（活動3-3）
- 5) 研修に使用した資料類（活動3-4、4-2、4-4）

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方の合意内容に関する文書についても適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) WBS
- 4) 業務フローチャート

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2016年4月上旬に事前準備を開始し、2016年4月中旬から2019年3月末まで現地での活動を行う。2019年4月中旬までに「プロジェクト業務完了報告書」(案)を含む成果品(案)を作成・提出し、2019年5月中旬までに成果品を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：全体約70M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

- 1) 総括／道路維持管理(2号)
- 2) 道路防災対策(ソフト対策を含む)
- 3) 斜面災害(土砂災害)対策(3号)
- 4) 雪害対策(3号)
- 5) 土石流対策/河川技術
- 6) 防災対策施設
- 7) 地質
- 8) 道路防災データベース
- 9) 積算／施工計画
- 10) 道路防災対策補助／業務調整

注)業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。なお、上記に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 通訳

本調査には複数の通訳(英露または日露。日露通訳については最大1名。)の配置を認める。ただし、経費は直接費のみとする。

現地での備上を原則とするが、日本から参加する通訳も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

3. 対象国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 供与機材設置のための準備工事
- (3) 執務室の提供(家具、通信環境含む)
- (4) プロジェクト実施に必要な運営費用

4. 配布資料

- (1) 「道路防災対応能力強化プロジェクト」要請書
- (2) 「キルギス国道路防災対応能力強化プロジェクト」詳細計画策定結果
- (3) 「道路防災対応能力強化プロジェクト」R/D
- (4) 「キルギス国橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」業務完了報告書
- (5) 「キルギス国道路維持管理能力向上プロジェクト」業務完了報告書

(6) Monitoring sheet

5. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していない。

6. 安全管理

キルギス国南部オシュ州、及びジャララバード州は、2013年2月末時点で、外務省の渡航情報（危険情報）において、ウズベキスタンとの国境地帯は「レベル3：渡航は止めてください。」、ウズベキスタンとの国境地帯を除く地域は「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」とされている。

当該2州での業務の実施にあたっては、現地渡航の最低2週間前に渡航日程及び現地調査行程をJICAに連絡するとともに、現地調査中は安全管理に十分留意する。また、現地渡航前には対象地域の最新の治安状況についてJICAキルギス事務所等を通じて情報収集を行うとともに、現地調査中は同事務所と常時連絡を取れる体制を構築する。さらに、現地調査中は治安状況や移動手段・ルート等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

なお、ウズベキスタンとの国境地帯（外務省の渡航情報（危険情報）で「レベル3：渡航は止めてください。」とされている地域）において業務を実施することが必要と判断される場合には、特別な安全対策（例：護衛や衛星携帯電話の配置）を求める。当該対策については、事前のコンサルタントとJICAとの協議を経て、契約金額とは別にJICAが費用負担、手配することとする。

7. 見積りの分離

以下の業務については、今後、業務の具体的な内容が確定した際に契約変更等により対応することとするため、見積り価格を提示する必要はない。

- C/Pの本邦研修（要否、人数、期間等の詳細が確定していない。）
- 道路防災データベースに必要な機材（パソコン等）（データベース運営体制が確定していない。）
- 風速・風向計等の点検・観測機器（本プロジェクト開始後に、先方負担で設置するポールの仕様等を勘案して検討する。）
- キックオフセミナー・ファイナルセミナー開催に要する費用（配布資料・参加者数・会場等が確定していない。）

8. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、全期間（2016年4月上旬から2019年5月下旬まで）を一括で、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結する予定であるため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することが可能である。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は不要とする。

(2) 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口

または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

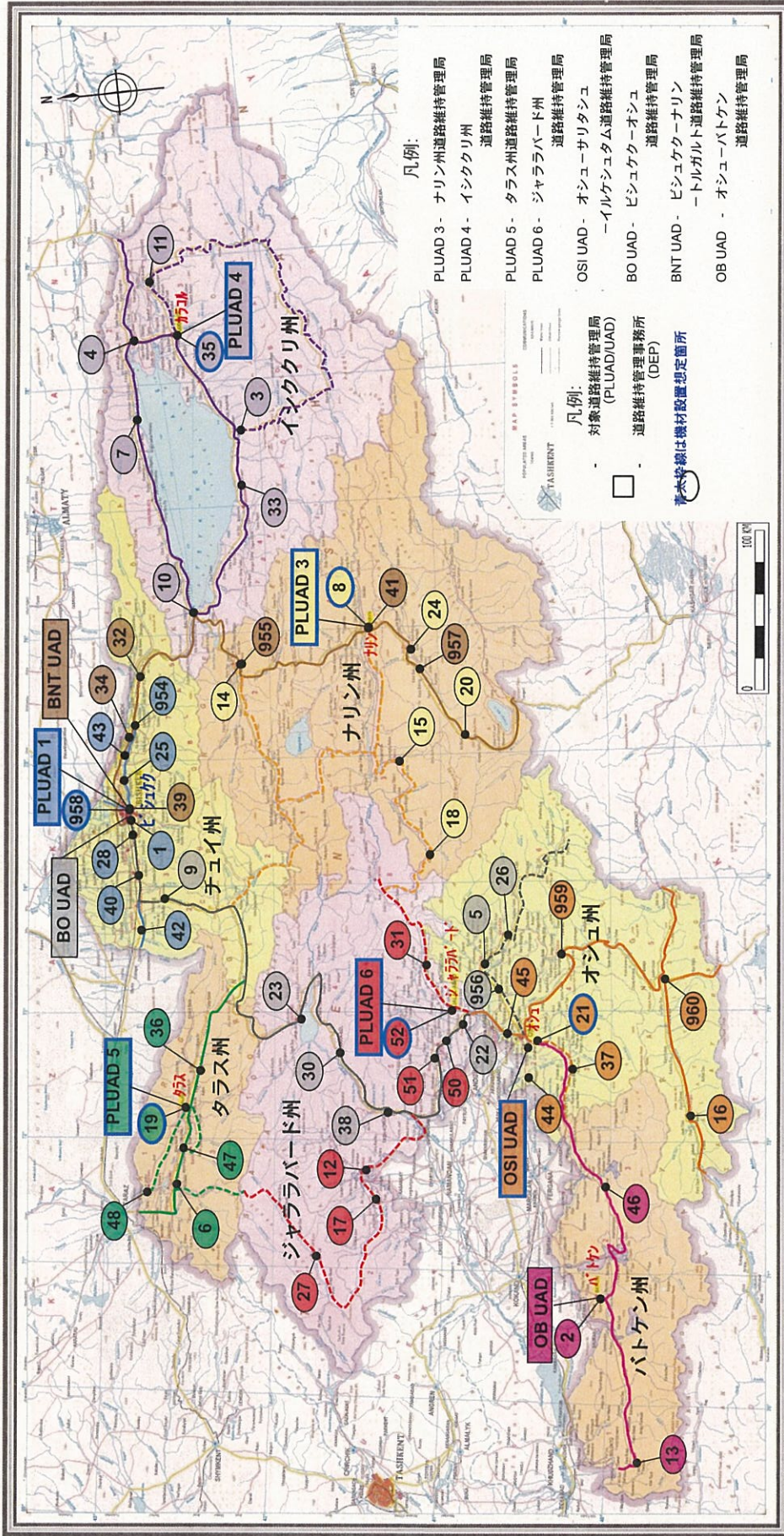
(3) データベースに関する著作権

本プロジェクトにおいて開発する道路防災データベースの著作権は、JICA に帰属する（ただし、コンサルタントが従前より権利を有する著作物及びノウハウは除く）とともに、コンサルタントはいかなる場合についても著作者人格権を主張しないこととする。また、本データベースは MOTC が公共の目的に活用する場合において、無償の利用許諾及び必要に応じた改編等も認める。コンサルタントは、本データベースの開発において、ローカルコンサルタントに再委託することも想定されるが、この際は上記について留意の上契約を締結すること。

以上

KYRGYZ REPUBLIC

Scale 1:1 000 000



位置図